

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和8年1月22日

|     |                             |    |      |   |      |   |     |    |
|-----|-----------------------------|----|------|---|------|---|-----|----|
| 案件名 | (仮称)相模原市動物愛護センター基本計画の策定について |    |      |   |      |   |     |    |
| 所管  | 健康福祉                        | 局区 | 保健衛生 | 部 | 生活衛生 | 課 | 担当者 | 内線 |

| 事案概要  |  |
|---|--|
| <p>(仮称)相模原市動物愛護センターの整備について、令和6年度にまとめた「動物愛護行政の基本的な考え方」に基づき、本市の動物愛護及び狂犬病予防に関する施策推進の拠点としての施設機能を整理し、基本コンセプトや施設整備の方向性を定めた、(仮称)相模原市動物愛護センター基本計画の策定について諮るもの。</p> |  |

|  |  |
|--|--|
| 審議事項                                     | (仮称)相模原市動物愛護センターの整備に向けて基本計画を策定することについて |
| <p>（<b>庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論</b>）</p> |  |

|             |   |
|-------------|---|
| 審議結果(政策課記入) | <p>○原案のとおり承認する。<br/>ただし、<b>庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。</b></p> |
|-------------|---|

|                  |          |   |      |      |      |    |
|------------------|----------|---|------|------|------|----|
| 事業効果<br>総合計画との関連 | 事業効果     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養者の適正飼養の普及</li> <li>・動物の適正な収容・譲渡の推進</li> <li>・市民への動物愛護精神の醸成</li> </ul> |      |      |      |    |
|                  | 効果測定指標   | ペットの所有明示を行っている飼い主の割合  |      |      | 施策番号 | 16 |
|                  | 年度       | R7  | R8   | R9   |      |    |
|                  | 事業効果年度目標 | 56.4  | 58.8 | 61.2 |      |    |

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

| ○事業スケジュール |           |      |              |         |      |        |     |     |     |
|-----------|-----------|------|--------------|---------|------|--------|-----|-----|-----|
| 年度        | R7        |      |              | R8      | R9   | R10    | R11 | R12 | R13 |
| 実施内容      | RR 1      | R8.3 | R8.3~4       | R8.4    |      |        |     |     |     |
|           | 庁議(基本計画案) | 部会報告 | パブリックコメントの実施 | 基本計画の策定 | 設計協議 | 条例等の対応 | 開設  |     |     |
|           |           |      |              |         | 設計   | 整備     |     |     |     |
|           |           |      |              |         | 麻布大学 |        |     |     |     |

| ○事業経費・財源  |  | (千円)  |    |        |          |          |        |     |
|---|--|-------|----|--------|----------|----------|--------|-----|
| 項目  | 補助率/充当率  | R7    | R8 | R9     | R10      | R11      | R12    | R13 |
| 事業費(衛生費)  |  | 7,984 | 0  |        |          |          |        |     |
| うち任意分   |  |       |    |        |          |          |        |     |
| 特財  | 国、県支出金   |       |    |        |          |          |        |     |
|   | 地方債  |       |    |        |          |          |        |     |
|   | その他  |       |    |        |          |          |        |     |
| 一般財源  |  | 7,984 | 0  |        |          |          |        |     |
| うち任意分   |  |       |    |        |          |          |        |     |
| 捻出する財源※2  |  |       |    |        |          |          |        |     |
| 一般財源拠出見込額   |  | 7,984 | 0  |        |          |          |        |     |
| 元利償還金(交付税措置分を除く)                                      |  |       |    |        |          |          |        |     |
| 捻出する財源概要  |  |       |    |        |          |          |        |     |
| 税源涵養<br>(事業の税収効果)                                     |  |       |    |        |          |          |        |     |
| ○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)                     |  | (人工)  |    |        |          |          |        |     |
| 項目  |  | R7    | R8 | R9     | R10      | R11      | R12    | R13 |
| 実施に係る人工   | A  | 1     | 1  | 3      | 5        | 8        | 8      | 8   |
| 局内で捻出する人工※  | B  |       |    |        |          |          |        |     |
| 必要な人工   | C=A-B  | 1     | 1  | 3      | 5        | 8        | 8      | 8   |
| 局内で捻出する人工概要   |  |       |    |        |          |          |        |     |
| SDGs<br>関連ゴールに○                                       | 1 貧困をなくそう  |       |    |        |          |          |        |     |
|   | 2 健全なエネルギー   |       |    |        |          |          |        |     |
|   | 3 健康と長寿を促す   |       | ○  |        |          |          |        |     |
|   | 4 質の高い教育をみんなに  |       | ○  |        |          |          |        |     |
|   | 5 ジェンダー平等を推進する   |       |    |        |          |          |        |     |
|   | 6 安全な水とトイレを世界中に  |       |    |        |          |          |        |     |
|   | 7 エネルギーをみんなに<br>そしてクリーンに   |       |    |        |          |          |        |     |
|   | 8 働きがいも<br>経済成長も   |       |    |        |          |          |        |     |
|   | 9 産業と雇用<br>イノベーション   |       |    |        |          |          |        |     |
|   | 10 人や国を<br>豊かにする   |       |    |        |          |          |        |     |
|   | 11 持続可能な<br>都市を築く  |       |    |        |          |          |        |     |
|   | 12 持続可能な<br>消費と生産  |       |    |        |          |          |        |     |
|   | 13 気候変動に<br>適応する   |       |    |        |          |          |        |     |
|   | 14 海の豊かさ<br>を守ろう   |       |    |        |          |          |        |     |
|   | 15 陸の豊かさを<br>守ろう   |       |    |        |          |          |        |     |
|   | 16 公正な<br>社会と法を  |       |    |        |          |          |        |     |
|   | 17 パートナーシップ<br>で目標を達成しよう   |       |    |        |          |          |        |     |
| 日程等<br>調整事項   | 条例等の調整   |       |    | 議会提案時期 |          | 報道への情報提供 | 資料提供   |     |
|   | パブリックコメント  | あり    | 時期 | 令和8年3月 | 議会への情報提供 | 部会       | 令和8年3月 |     |
| 事前調整、検討経過等  |  |       |    |        |          |          |        |     |
| 調整部局名等  | 調整内容・結果  |       |    |        |          |          |        |     |
| 決定会議(R6.12.9)   | ・本市の動物愛護行政の基本的な考え方<br>・動物愛護センターの設置及び設置に係る基本構想・基本計画を策定すること<br>・動物愛護センターを麻布大学に設置することを前提として、大学側と調整を図ることについて |       |    |        |          |          |        |     |
| 関係課長打合せ会議(R7.1.30)                                    | 基本構想及び基本計画の検討を進めることについてWGを設置する   |       |    |        |          |          |        |     |
| (仮称)動物愛護センター第1～3回<br>基本計画等検討ワーキンググループ<br>(R7.3, 6, 7) | 基本計画の検討の進め方について<br>基本構想部分の確認、動物愛護センターに必要な諸室や配置について<br>動物愛護センターの整備手法等について                                 |       |    |        |          |          |        |     |
| 令和7年度第1回相模原市人と動物<br>との共生社会推進懇話会<br>(R7.7.10)          | 動物愛護センターの基本コンセプト、候補地の考え方、必要な諸室等について  |       |    |        |          |          |        |     |
| 関係課長打合せ会議(R7.8.4)                                     | 動物愛護センターの整備手法等について   |       |    |        |          |          |        |     |
| 決定会議(R7.10.17)  | 動物愛護センターの整備等に関する基本協定の締結について  |       |    |        |          |          |        |     |
| 天野北地区自治会連合会 役員会<br>(R7.11.11)                         | 動物愛護センターの整備に向けた取組(麻布大学との調整状況)について報告、意見交換   |       |    |        |          |          |        |     |
| 令和7年度第2回相模原市人と動物<br>との共生社会推進懇話会<br>(R7.12.23)         | 動物愛護センター基本計画の策定について  |       |    |        |          |          |        |     |
| 関係課長打合せ会議(R7.12.26)                                   | 動物愛護センター基本計画の策定について  |       |    |        |          |          |        |     |
| 備考  | カラーユニバーサルデザイン確認済み  |       |    |        |          |          |        |     |

庁議におけるこれまでの議論

(開催日) R8.1.8 (庁議種類) 調整会議

(庁議結果) 原案を一部修正し、承認する。

【管理運営体制について】

○(人事・給与課総括主幹)管理運営体制について、基本計画の段階で人数を記載する必要があるか。

→(生活衛生課長)専門職である獣医師の採用が困難な状況にあることから、基本計画の段階から何年かかけて採用いただきたい思いがあり、基本計画にも記載したいと考えている。

→(健康福祉総務課長)事務室や更衣室など、必要諸室を検討するに当たり、一定程度人数を想定する必要があると考えている。

→(政策課長)具体的にどの職が何名かまでは記載しすぎではないか。

→(人事・給与課総括主幹)全体で何人程度といった表記でよいと考える。採用に関しては、具体的に人数を記載せずとも、こうした計画があるのであれば考慮して採用を計画していく。

→(生活衛生課長)修正する。

【災害時の一時収容について】

○(政策課長)災害時の一時収容とあるが、どのような犬や猫を収容するのか。

→(生活衛生課長)基本的には、飼い主とはぐれた迷子の犬や猫を考えており、状況によっては、同行避難できない犬や猫についての対応も必要になると考えている。

【地域からの意見について】

○(アセットマネジメント推進課長)地域説明ではどのような意見があったか。

→(生活衛生課長)麻布大学の敷地内に作ることに肯定的な意見が多かった。

【基本計画案に係る麻布大学との協議状況について】

○(政策課長)麻布大学との協議において、今回の基本計画案についても協議するのか。

→(生活衛生課長)すでに調整を進める中で素案を見ていただき、意見をいただいている状況である。

# (仮称)相模原市動物愛護センター 基本計画の策定について

生活衛生課

# これまでの経過

| 庁内検討内容   | 外部検討内容  |
|--|---|
| <p>R6.12 決定会議承認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「動物愛護行政の基本的な考え方」の策定</li> <li>・動物愛護センター基本構想・基本計画を策定する</li> <li>・麻布大学に設置することを前提として調整を図る</li> </ul> |   |
| <p>R7.1 関係課長打合せ会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキンググループの設置による庁内検討</li> </ul>   | <p>R7.2 麻布大学理事会 決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人として組織的に検討する</li> </ul>   |
| <p>3～基本計画等検討WG①～③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想部分</li> <li>・必要諸室や配置の考え方</li> <li>・整備手法等</li> </ul>  | <p>6 麻布大学理事会 決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市と具体的に協議を進める</li> </ul> <p>6 大野北地区自治会連合会自治会長会議 意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護センターの整備に向けた取組</li> </ul>  |
| <p>8 関係課長打合せ会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備手法等</li> </ul>  | <p>7 人と動物との共生社会推進懇話会①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本コンセプト、必要諸室等</li> </ul> <p>8 さがみはら動物愛護と動物福祉の推進研究会①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体動物愛護センター視察等</li> </ul>  |
| <p>10 決定会議承認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備等に関する基本協定を締結すること</li> <li>基本協定の内容：整備場所、整備手法、費用負担の基本的な考え方等</li> </ul> <p>11 整備等に関する基本協定の締結</p>     | <p>9 さがみはら動物愛護と動物福祉の推進研究会②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要諸室、動線等について検討</li> </ul> <p>10 人と動物との共生社会推進懇話会②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護センターで行う事業の運用</li> </ul> <p>10 意見聴取(健康フェスタにて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護センターに求めること</li> </ul> <p>11 大野北地区自治会連合会役員会 意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護センターの整備に向けた取組</li> </ul> |
| <p>12 基本計画等検討WG④・関係課長打合せ会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画案</li> </ul>  | <p>12 人と動物との共生社会推進懇話会③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画案</li> </ul>   |

# 基本計画の構成

1. 背景と目的
2. 動物の愛護及び管理に関する現状と課題
3. 基本的な考え方等
4. 導入機能
5. 整備地
6. 整備課題の整理
7. 管理運営体制
8. 必要諸室
9. 配置計画
10. 連携事業
11. スケジュール

# 1 背景と目的

## (1) はじめに

本市は、平成12年4月に保健所設置市へ移行して以来、動物愛護管理対策、狂犬病予防対策を推進。近年は、「猫の一時保護施設の整備(令和5年10月運用開始)」、「多頭飼育届出制度の条例化(令和7年4月施行)」に取り組むなど、動物の愛護と管理をめぐる諸課題に取り組んできた。

しかしながら、依然として所有者のいない動物への不適切な餌やりや、みだりな繁殖等に起因する鳴き声・糞尿等による生活環境問題をはじめ、多頭飼育崩壊や遺棄・虐待事件など、様々な問題が顕在化している。

## (2) 計画の位置付け

「動物愛護行政の基本的な考え方」に基づき、施設機能を整理し、基本コンセプトや施設整備の方向性を定めるもの。

上位関連計画や法令、計画等を踏まえて策定する。

## (3) 検討体制

### 庁外

#### 人と動物との共生社会推進懇話会

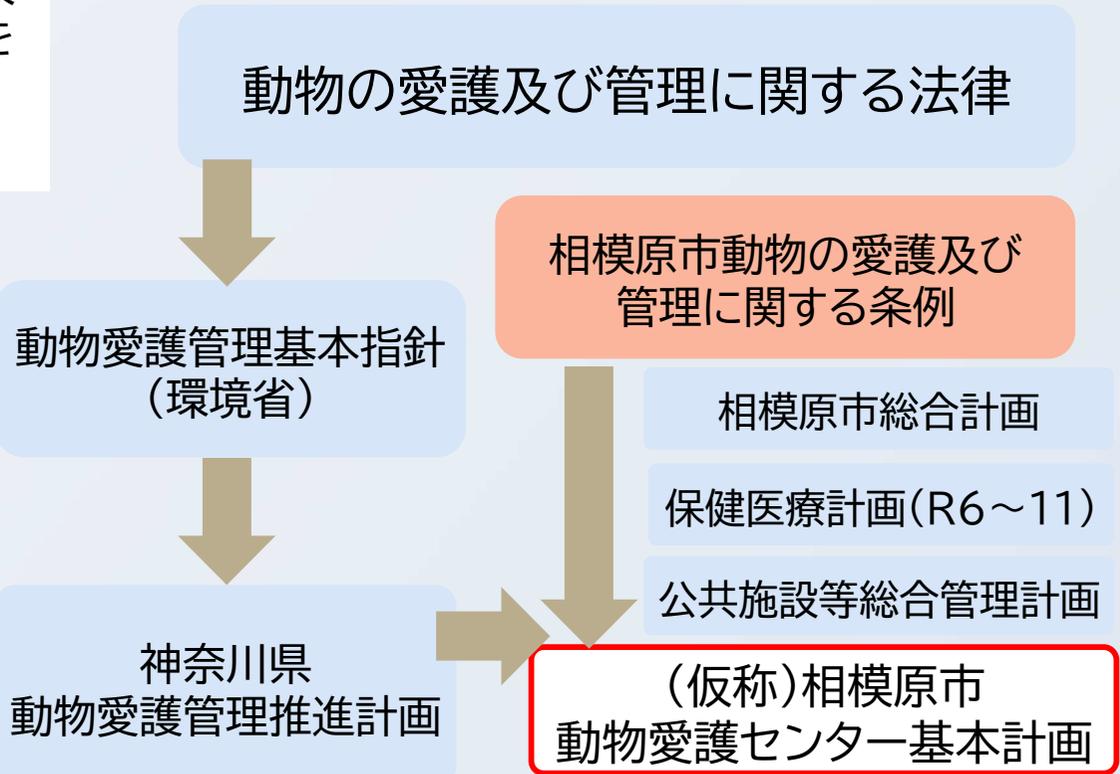
麻布大学 市獣医師会  
公募市民 ボランティア

#### さがみはら動物愛護と動物福祉の推進研究会

麻布大学 市獣医師会

### 庁内

(仮称)相模原市  
動物愛護センター  
基本計画等検討  
ワーキンググループ



## 2 動物の愛護及び管理に関する現状と課題

- 犬・猫の返還と譲渡 : 殺処分ゼロを達成するも、ボランティア等へ依存が高い
- 動物愛護精神の醸成 : 動物愛護に対する理解の普及、啓発
- 狂犬病予防行政の体制整備 : 市民の安全確保のために、狂犬病対策の体制整備
- 災害時のペット対策 : 放浪動物等の保護、一時預かり、避難生活を送るための飼い主支援

## 3 基本的な考え方等

### (1) 動物愛護行政の基本的な考え方

動物の安定的な収容と返還・譲渡の推進や殺処分の減少、及びその根幹をなす市民の動物愛護精神の醸成を図るため、本市は、これらの動物愛護行政の拠点となる施設として動物愛護センターを設置し、動物愛護行政としての機能を果たしていく。

### (2) 基本理念及び基本方針

本市の動物愛護センターは「人と動物との共生社会の実現～いのちの大切さを学び、実践する施設～」を基本理念とし、「命を守る場所」「命をつなぐ場所」「命を育む場所」の3つの基本方針のもと、それぞれ必要な機能を有するものとする。



## 4 導入機能等

### (1) 動物の適正飼養の普及・啓発・指導

- 動物取扱業等の登録・届出・監督  
動物取扱業に係る登録申請、届出の受付業務等
- 特定動物飼養者の許可・監督  
特定動物飼養者への立入検査、指導等
- ペットの適正飼養啓発・生活被害防止  
ペットの飼い方やしつけ方等に関する講座の開催等
- 愛護動物による生活環境被害対策  
ペットの飼育公害や野良猫等に関する市民相談等
- 災害時のペットの一時保護及びペット用品の備蓄  
被災ペットの保護収容、ペット用品の備蓄等
- 動物由来感染症の予防啓発  
動物由来感染症の予防に関する啓発等
- 犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付  
犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付申請の受付業務等
- 狂犬病発生時の対応  
狂犬病発生時の必要な措置体制

### (2) 動物の適正な収容・譲渡

- 動物の適正収容  
動物福祉に配慮した収容体制等
- 収容した動物の返還・譲渡  
収容動物の返還や人馴れなどの譲渡促進等
- 収容した動物への獣医療実施  
収容動物の感染対策と必要に応じた治療等
- 収容する動物の削減  
多頭飼育崩壊の対策と野良猫対策等

### (3) 動物愛護精神の醸成

- 動物愛護に関する普及啓発  
動物愛護の情報発信、災害への備え等
- 動物に関する教育活動  
しつけ方教室、動物とのふれあい活動等

# 5 整備地

## (1) 整備地の考え方

- ①啓発、譲渡の機会を増やすためアクセスが良い
- ②災害時の動物救護対策の実施に適した場所
- ③関係機関と連携しやすい場所

## (2) 事業対象地の選定

当初は市有地を候補地として検討していたところ、研究会から麻布大学の獣医学部との連携による運用を前提にした市への用地利用の提案があった。

### 【市への効果】

- ・動物愛護の拠点としての機能向上
- ・市民への発信力
- ・官学連携による事業の実施
- ・交通アクセスが良い

### 【大学への効果】

- ・官学連携による事業の実施
- ・学生への実践的な学びの機会の提供
- ・専門的な知識やノウハウを生かした社会貢献

### 【課題】

- ・公共施設としての永続性を確保
- ・運営の独立性（責任分担）の確保
- ・セキュリティの確保等

## (3) 整備地の概要



|               |                    |           |                         |
|---------------|--------------------|-----------|-------------------------|
| 住居表示          | 中央区淵野辺<br>1-17-71  | 高さ制限      | 道路斜線制限<br>隣地斜線制限        |
| 敷地面積          | 111,303.07㎡        | 日影規制      | 5-2.5h/4m<br>10-2.5h/4m |
| 用途地域等<br>防火地域 | 第一種住居地域<br>準防火地域   | 主たる<br>用途 | 大学                      |
| 容積率<br>建ぺい率   | 200%<br>60%(角地70%) | 前面道路      | 幅員16.1m<br>接道207.13m    |

## 5 整備地

### (4) 整備手法と基本協定

麻布大学の運営法人である学校法人麻布獣医学園との協議が概ね調ったことから、令和7年11月18日、「動物愛護センターの整備等に関する基本協定」を締結

#### 整備イメージ

建物所有：麻布大学建築

一部賃借：市

土地所有：麻布大学

## 6 整備課題の整理

### (1) 建築・機能面の検討課題

- ・ 利便性の高さ、親しみやすさ  
親しみやすく温かみのある施設
- ・ 動物に起因する周辺の生活環境配慮  
脱臭、防音機能
- ・ 防犯、セキュリティ  
各利用区域の設定
- ・ 労働安全
- ・ 環境への配慮、バリアフリー
- ・ 公共施設としての役割  
法令に基づいた業務や市民利用を配慮
- ・ 飼養水準・動線  
利用者、収容動物に考慮した動線、区画

### (2) 維持管理・運営面の検討課題

- ・ 動物管理  
収容動物の健康管理、馴化、獣医療の配慮
- ・ 普及啓発・交流活動等  
施設の供用、活動の連携を考慮
- ・ 災害時対応  
災害時の一時収容、備蓄
- ・ 事務業務  
運用、維持管理の大学との分担や連携
- ・ ガバナンス体制  
運営協議会の設置等

## 7 管理運営体制

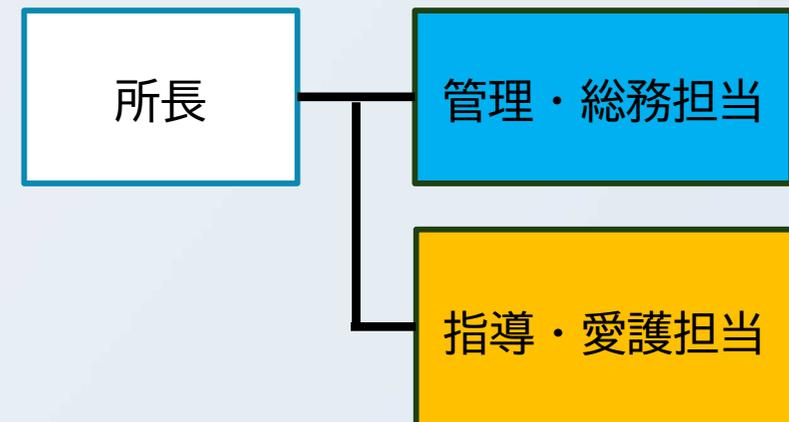
### (1) 管理運営体制

- ・ 管理運営の主体は、市
- ・ 愛玩動物看護師の配置を検討
- ・ 業務の一部の委託化を検討

### (2) 施設管理体制

- ・ 市が運用する施設であるが、施設としては大学の一部であることを考慮

### 体制イメージ





## 9 配置計画

### (1) 大学内での配置と利用動線

大学のセキュリティ保持、動物愛護センターの利便性等を考慮した利用と動線を整理する。

敷地外から動物愛護センターにアクセスする動線を設け、大学関係者は大学の正門を利用し、利用者と交差しない動線を確保する。

### (2) 維持管理等

平常時は敷地内に動物管理センターの区域を設けて独立した形で運用する。

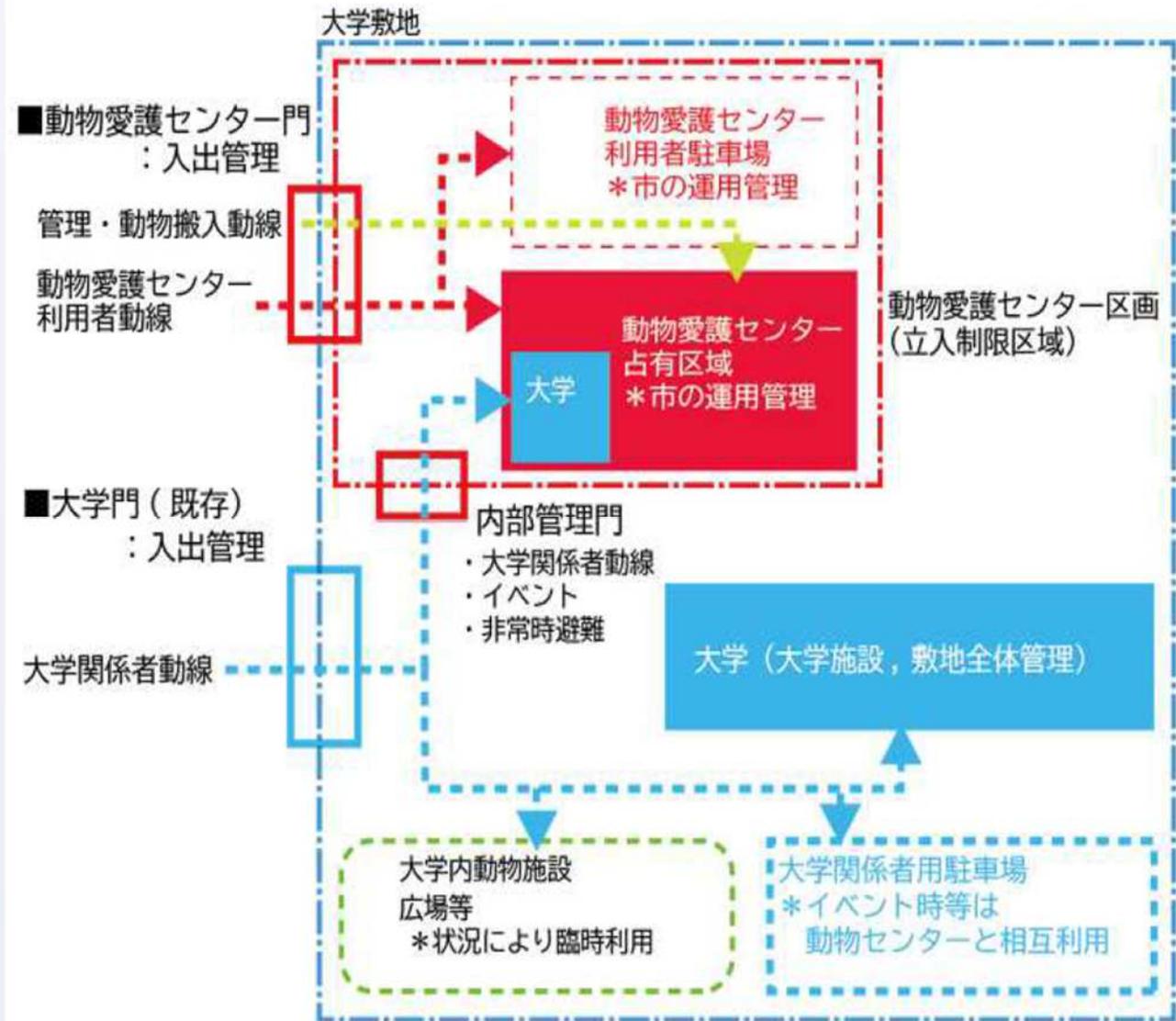
非常時や施設(敷地内)全体の管理については、大学の統括により運用する。

### (3) 公共施設としての利用計画

必要な機能を確保した上で、公共施設等総合管理計画に基づき、最小限の床面積とする。

- ・ 共用可能な諸室の集約
- ・ 民間活用による諸室の削減
- ・ 大学側との共同利用等の検討

### 配置と利用概念図



# 9 配置計画

## (4) 配置と利用動線

動線計画やセキュリティ面を考慮し、「動物管理部門」、「普及啓発・交流部門」、「事務管理部門」を右図のようにゾーニングする。

### ◇動物管理部門

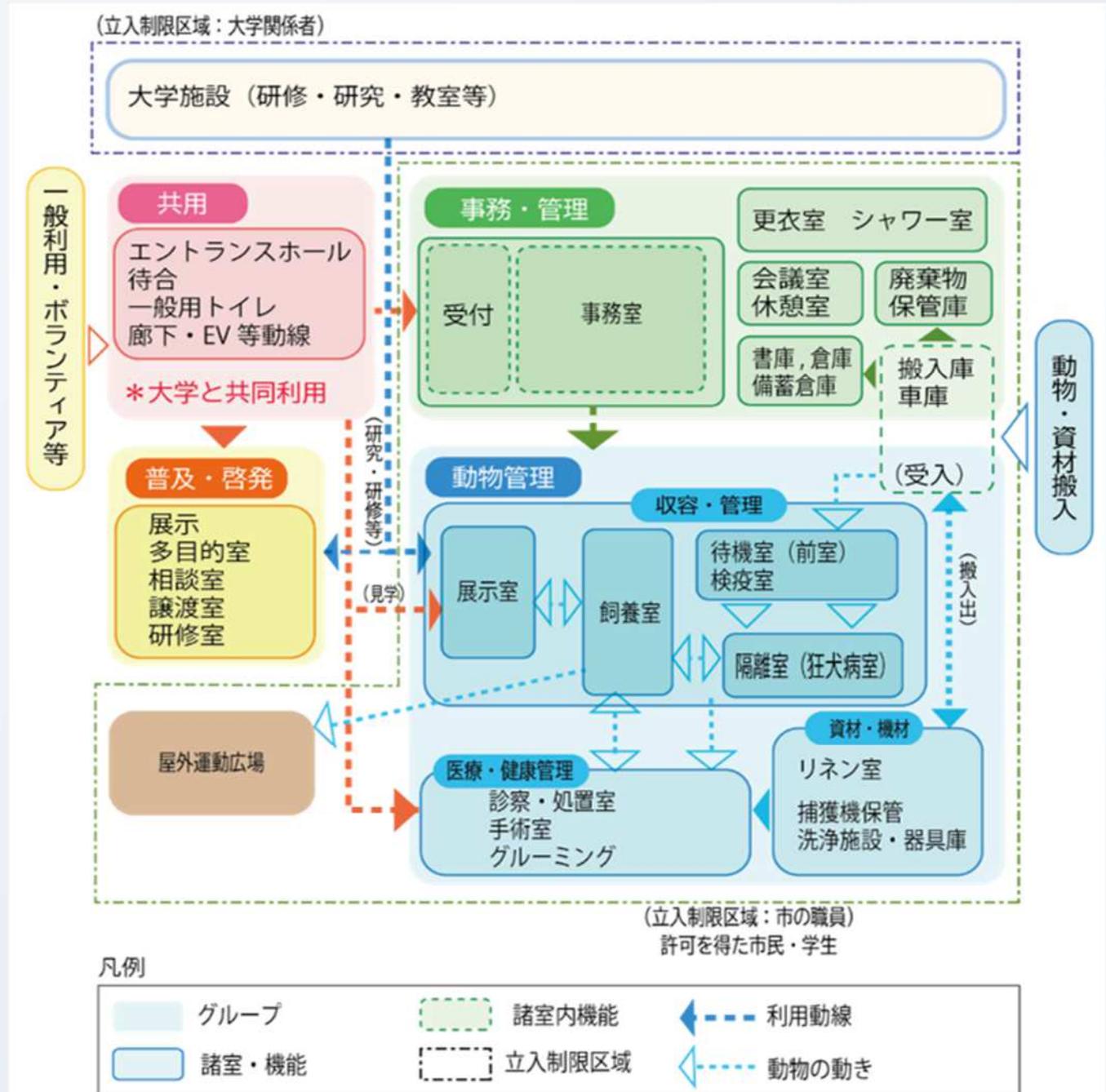
「収容・管理」と「医療・健康管理」にセクションを分け、動物搬入の動線については、検閲・検査・隔離を行って健康状態に問題がない動物を飼養区域に移動する。

### ◇普及・啓発部門

イベントや市民講座等に訪れる市民、ボランティア等の動線を考慮する。

### ◇事務管理部門

相談や申請に訪れる市民の動線と受付業務を行う職員の動線、セキュリティ面を考慮する。



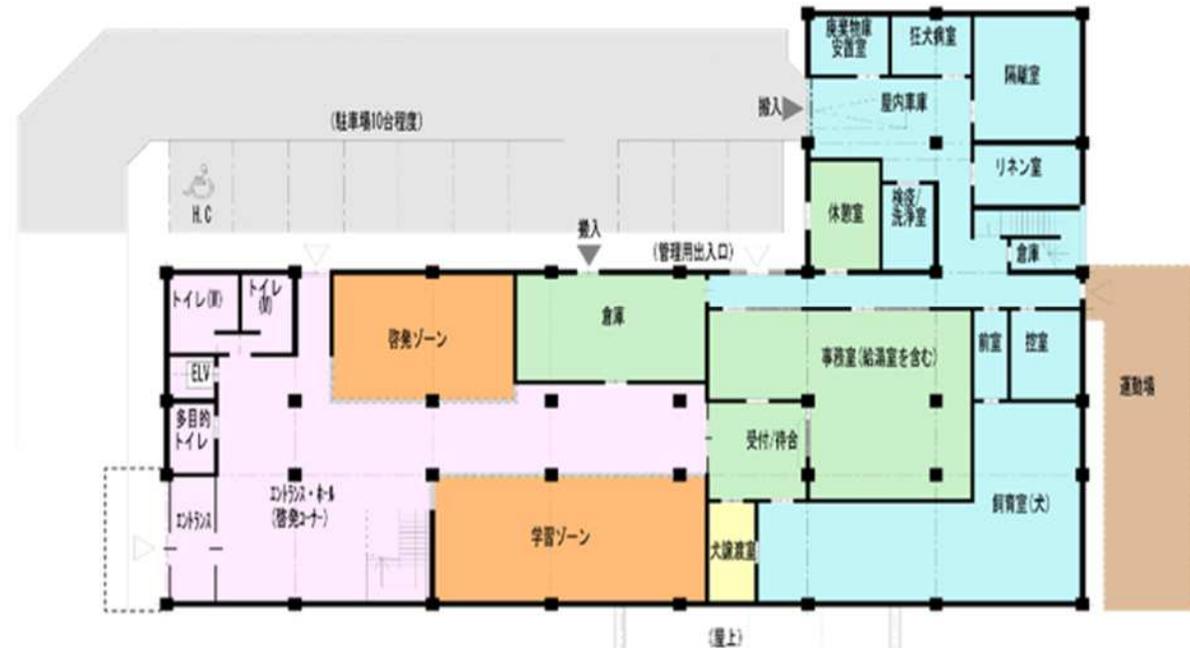
# 9 配置計画

## (5) モデルプラン

機能構成、類似施設の事例調査等を踏まえてモデルプランを作成した。この検討では敷地を有効利用するため2層の構造としている。

※あくまでイメージであり、今後、麻布大学と協議を進める

### 1F モデルプラン



### 2F モデルプラン



- : 事務管理
- : 啓発普及・交流
- : 動物管理
- : 共用部
- : 大学管理

## 10 連携事業

動物愛護センターの設置を契機として、麻布大学との事業連携を深め、より効果的な事業の推進を図る。また、近隣自治体との連携についても検討する。

### ◇動物愛護啓発イベントの開催

麻布大学のイベント等と市の啓発事業の共同開催。

### ◇動物福祉に配慮した収容動物の飼養管理、馴化

愛玩動物看護師を目指す獣医保健看護学科の学生や教員との連携。収容動物への動物福祉の確保と馴化、譲渡の促進。

### ◇動物ふれあい事業

専門家の助言のもと、動物福祉に配慮した事業の実施。

### ◇多頭飼育崩壊発生時の不妊去勢手術等

一時的に増加する業務(動物の洗浄、不妊去勢手術等)に係る協力体制の構築。

### ◇保護犬・保護猫の譲渡会の開催

麻布大学との連携による保護犬・保護猫の譲渡会の開催。

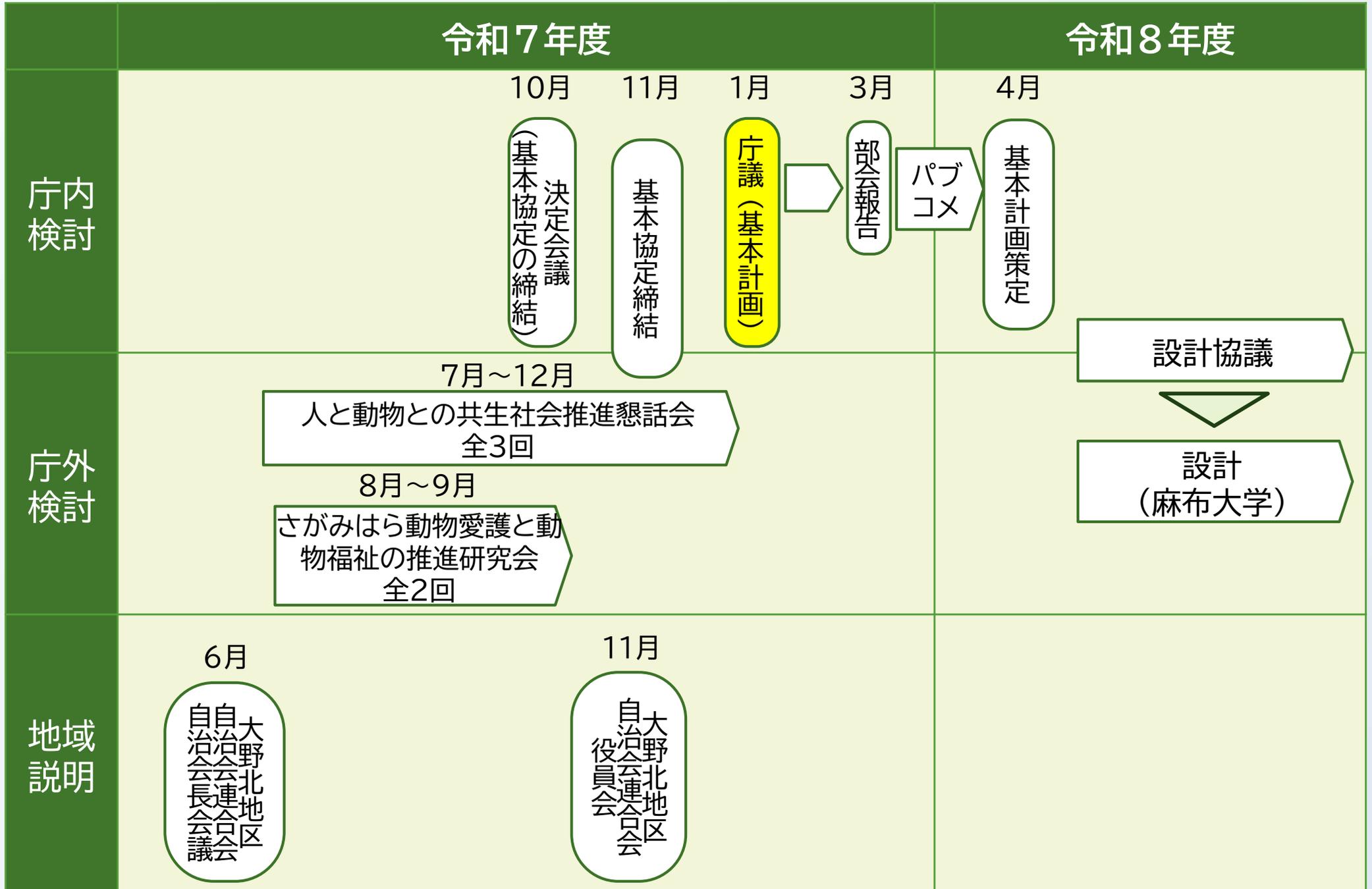
| 市のメリット         | 大学のメリット     |
|----------------|-------------|
| 啓発効果の拡充        | 大学の認知拡大     |
| 効果的な飼養管理、馴化    | 学生が動物と接する機会 |
| 動物愛護精神の醸成      | 大学事業の拡大     |
| 多頭飼育崩壊の対応体制の構築 | 獣医師等の社会貢献   |
| 保護動物の譲渡促進      | 学生が市民と接する機会 |

# 11 スケジュール

令和8年度に基本計画を策定、引き続き大学との協議・調整を継続する。



# 全体スケジュール



○開催日 : 令和8年1月22日

○開催場所 : 第1 特別会議室

○案件名 : (仮称) 相模原市動物愛護センター基本計画の策定について

○担当課 : 健康福祉局 保健衛生部 生活衛生課

○出席者 ■ : 出席 □ : 欠席 (代) : 代理出席

(庁議構成員)

■市長公室長 ■総務局長 ■財政局長 ■政策部長 ■シビックプライド担当部長

■財政部長 ■緑区副区長 ■中央区副区長 ■南区副区長

■政策課長 ■総務法制課長 ■財政課長

(担当課)

■保健衛生部長 ■健康福祉総務課長 ■生活衛生課長

### (1)主な意見等

- (中央区副区長)機能に被災ペットの保護収容とあるが、災害の規模によっては相当数の動物を収容する必要があり、動物愛護センターの面積だけでは足りないことも想定される。麻布大学とはどのような協議をしているか。
  - (生活衛生課長)動物愛護センター内に動物を収容する部屋を設けており、それに加え災害時には、用途を定めていない多目的室も活用することを想定している。また現在においても、獣医師会や麻布大学と、被災により怪我をした動物を収容して世話をさせていただき、飼い主が現れなかった場合については、その後も世話をさせていただき協定を締結しているが、動物愛護センター設置後の運用について、今後さらに協議していきたいと考えている。
  - (中央区副区長)基本的には建物内での収容を想定しているのか。
  - (生活衛生課長)災害時に対応するためのテントを用意しており、敷地の屋外に設置し、ゲージを置いて収容することも想定している。
- (中央区副区長)物資を備蓄して支援するということが、ペットを飼われている方は、車中や自宅避難の方が多くと想定され、そういった方々への物資の支援は避難所経由となる。危機管理局とも調整いただきたい。
- (中央区副区長)現在も殺処分ゼロの認識であるが、殺処分の減少という表現はどうか。
  - (生活衛生課長)収容頭数を調整するための積極的な処分は現在も行っていないが、国の統計上、動物福祉に配慮した「安楽死処分」や「自然死」も「殺処分」としてカウントされてしまうことから、殺処分の減少という表現をしていた。市民にわかりやすいよう表現に修正する。
- (中央区副区長)大野北地区の自治会長会議と役員会で説明いただき、概ね肯定的であったということであるが、自治会加入率は5割を切っている状況があり、非会員の中には他の意見を持っている方もいると思われる。まちづくりセンターや区役所も協力するため、引き続き丁寧に、地域に対する情報発信をお願いしたい。
- (総務局長)動物愛護センターの設置に当たり、研修に参加させたいなど、人材育成について考えていることはあるか。
  - (生活衛生課長)必要人工として、令和8年度に1人、令和9年度に3人、令和10年度に5人、令和11年度以降は8人増やしたいと考えている。獣医師が中心になり運営していくことを想定しており、技術的な知識の習得も必要になるため、獣医師会や他自治体の動物愛護センターに派遣を行うなど、動物愛護センターに適した人材を育成していくための取組を進めたい。
- (総務局長)採用が難しく離職が多い中で、人を辞めさせない努力をしていただくとともに、採用の必要

があれば事前に調整いただき、計画的にお願いしたい。

- (政策部長)配置計画をかなり細かいところまで記載しているが、大学とは共有できているのか。
- (生活衛生課長)素案の段階であるが、計画案をお見せしている。
- (政策部長)供用開始が令和11年度ということであるが、県との動物収容に関する委託契約については、どのような調整状況か。
- (生活衛生課長)県との委託契約は今年度で終了し、令和8年度から動物愛護センター設置までの期間については、麻布大学と委託契約を結び、麻布大学内の動物収容施設において対応いただく予定である。
- (財政局長)説明13ページの配置図について、大学側の考えと相違はないのか。このイメージを公表してよいのか。
- (生活衛生課長)イメージを持ちやすいよう、あくまで一例を示したものであり、大学側と今後調整していく中で変わるものである。
- (財政局長)大学が管理する部分も公表するのか。かなり細かい内容となっている。
- (生活衛生課長)大学にヒアリングした中で必要な諸室を記載しているものであり、問題ないと考える。配置図があることにより市民がイメージをもって意見をしやすくなり、また、大学と調整を進める上でもスムーズになると考えている。
- (市長公室長)今回のスキームは、大学が建築した施設を市が借用するものであり、PFI 事業のように市が資金を投じるものでもない。大学が建築する施設にどこまで市として意見を述べられるのか。特に、詳細な配置図に対する意見を受けた場合、反映させることは難しいのではないのか。
- (政策課長)細かい配置図を見せた方が市民説明の観点からより丁寧であるとの担当課の考えであるが、基本計画に定める内容として詳細なものが必ずしも必要ではないことから、あくまで議論の参考資料として計画からは削除するなど、調整させていただきたい。
- (市長公室長)詳細な配置図については基本計画から削除させていただきたい。また、市に所有権のない施設についてパブリックコメントを実施することの是非について整理させていただきたい。

## (2)結果

- 原案のとおり承認する。
- ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。